

3 申告書第三表（分離課税用）の記載要領

(1) 「分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「差引金額」欄

この欄は、収入金額から必要経費を差し引いた残額を譲渡所得の区分ごとに記載します。譲渡所得の区分ごとの計算上、引ききれない金額がある場合は、所得内通算をする前の金額を下段にかっこ書きし、上段に一定の順序（4(1)イ及びロを参照のこと。）により所得内通算を行った後の金額を記載します。

(2) 「所得金額・分離課税・短期（長期）譲渡」⑤⑨～⑥③欄

この欄は、申告書第三表「分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「差引金額」欄の金額（所得内通算又は繰越控除を行っている場合には、上段に記載したその所得内通算後の金額又は繰越控除後の金額）を、該当する譲渡所得の区分の欄（⑤⑨～⑥③欄）に転記します。

(3) 「税金の計算・総合課税の合計額」⑨欄

この欄は、申告書第一表「所得金額・合計」⑨欄の金額（損益通算前の金額）を下段にかっこ書きし、上段に次の場合に応じ、それぞれ次の金額を記載します。

イ 措法41の5を適用する場合

「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」④欄の金額

ロ 措法41の5の2を適用する場合

「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」⑤欄の金額